

令和3年1月1日以降における延滞金利率の割合

区分	納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	納期限の翌日から 1か月を経過した日以降
令和4年から令和7年中の割合 (延滞金特例基準割合1.4パーセント)	年2.4パーセント	年8.7パーセント
令和3年中の割合 (延滞金特例基準割合1.5パーセント)	年2.5パーセント	年8.8パーセント

延滞金特例基準割合（注1）に年7.3パーセントを加算した割合（上限は年14.6パーセント）。
ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1パーセントを加算した割合（上限は年7.3パーセント）。

平成26年1月1日から令和2年12月31日における延滞金利率の割合

区分	納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	納期限の翌日から 1か月を経過した日以降
平成30年から令和2年中の割合 (特例基準割合1.6パーセント)	年2.6パーセント	年8.9パーセント
平成29年中の割合 (特例基準割合1.7パーセント)	年2.7パーセント	年9.0パーセント
平成27年から平成28年中の割合 (特例基準割合1.8パーセント)	年2.8パーセント	年9.1パーセント
平成26年中の割合 (特例基準割合1.9パーセント)	年2.9パーセント	年9.2パーセント

特例基準割合（注2）に年7.3パーセントを加算した割合（上限は年14.6パーセント）。
ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1パーセントを加算した割合（上限は年7.3パーセント）。

平成25年12月31日以前における延滞金利率の割合

区分	納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	納期限の翌日から 1か月を経過した日以降
平成12年1月1日から 平成13年12月31日まで	年4.5パーセント	年14.6パーセント
平成14年1月1日から 平成18年12月31日まで	年4.1パーセント	年14.6パーセント
平成19年1月1日から 平成19年12月31日まで	年4.4パーセント	年14.6パーセント
平成20年1月1日から 平成20年12月31日まで	年4.7パーセント	年14.6パーセント
平成21年1月1日から 平成21年12月31日まで	年4.5パーセント	年14.6パーセント
平成22年1月1日から 平成25年12月31日まで	年4.3パーセント	年14.6パーセント

年14.6パーセントの割合。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合（（注3）上限は年7.3パーセント）とする。

(注1)令和3年1月1日以降の延滞金特例基準割合

各年の前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の新規の短期貸付約定平均金利の平均の割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントを加算した割合です。

(注2)平成26年1月1日から令和2年12月31日までの特例基準割合

各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定金利の平均の割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントを加算した割合です。

(注3)平成12年1月1日から平成25年12月31日までの特例基準割合

各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に、年4パーセントを加算した割合です。